

法令及び判例ニュース  
(n.º 11-07)

A.- 法令

1.- ロイヤリティー契約書と技術移転契約書について(n.º 1)

1.1.- はじめに

当国へ投資している日本企業はブラジル現地法人へ、商談上或はロジスティック面での支援と協力、更に技術的にもいろいろなサポートと協力をしてしているのが実状と思われる。

多くの会社は海外投資先企業への支援及び協力に関連するコスト又は費用を関連企業への協力費として経理処理していることが予想される。

しかし、日本の税務当局は法人税法上、同種の費用を日本企業の費用として認めず、贈与取り扱いとし法人所得税が課税されているとの話を前に聞いている。

税務上の取り扱いとは別に、事業部制度を採用している企業は協力先である現地法人から、費用は当然払い戻される金額として、立替え金勘定等で会計処理していることも考えられる。

日本の投資会社（親会社）と現地法人がロイヤリティー契約書又は技術移転契約書を結ぶ事により、ブラジルから合法的に協力費を送金し、この問題を部分的に解決する方式を検討する価値があるように思われる。

確かに、40数年前の外資法( Estatuto de Capital Estrangeiro - lei n.º 4.131/62 - art. 14 )は国外大株主へのロイヤリティーの支払と送金は禁止していた。

その後 1991 年に、コロール大統領の外資規定緩和策から(Lei n.º 8383/91 art. 50)、親子企業間でもロイヤリティー又は技術移転費用の送金が可能となり、技術移転契約書の INPI への登記、送金許可と法人税上の費用処理等について大要を纏めてみた。

1.2.- ロイヤリティー契約書と技術移転契約書の INPI ( INSTITUTO NACIONAL DE PROPRIEDADE INDUSTRIAL ) への登記或は登録(registro ou averbação )に付いて

ロイヤリティー或は技術移転の契約書による海外への送金額が法人所得税上費用控除又はコスト計上できる条件として、96年の法令 6.279 の工業権法(Direito de Propriedade)に従い、契約書を国内工業権院 ( Instituto Nacional de Propriedade Industrial - INPI ) へ登記或は登録する必要がある。(以下登録と表示)

97年4月15日 INPI は技術移転契約書の登録に付いて内部規定を (Ato Normativo n.º 135) を発表した。

上記指令で規定する技術移転は、パテント或は商標の使用許可、技術知識の取得（技術の提供 = Fornecimento de Tecnologia）と技術又は科学的サービスの提供( Prestação de Serviços de Assistência Técnica e Científica) とフランチャイズ契約書を意味し、非常に範囲が広がっている。

契約書は当事者間の取り決め条件がベースとなるが、目的 (Objeto) ,報酬 (Remuneração)、支払い条件、契約書の期限等を明確に記載する必要がある。

- 注 1.- 報酬額は業種及びパテント或は技術が使用される製品より異なるが、58年大蔵省指令436号により、ロイヤリティーは契約期間中の純売上金の1%を限度し、技術移転関連の報酬も4%、合計で純売上金の5%(RIR Art. 355)が限度になっている。但し、原材料、部品或はパーツ等を技術の提供者から輸入している場合、同金額は純売上金額から差し引き、ネット金額が費用控除限度5%の計算ベースとなる。
- 2.- 技術移転契約書の期間は普通5年間が一般であり、技術を受ける企業は同期間内に移転された技術を吸収する必要があるが、技術そのものが日々進歩する点から、5年以降も更新できる可能性が高い。
- 3.- 支払い条件は各6ヶ月の純売上金に対する報酬を90日以内に支払う等、実務的に可能な条件を制定する必要がある。
4. Prestação de Assistência Técnica e Científica の場合、報酬金額の計算をブレイクダウンした内容を INPI から要求されることが多い。例えば、エンジニア一日につき 500ドル x 予想日数 = 技能者は350ドル x 予想日数 合計 20,000ドル等の計算書

一方、外国でサインされた書類（普通は英語又は日本語を使用）がブラジル国内で法的に有効となる条件には、在日ブラジル領事の査証と、同書類の公証翻訳人によるポ語訳を必要とするが、技術移転契約書も同じ手続を取らないと INPI は関係書類を受け付けない。

INPI への申請書は様式に従い準備し提出できるが、添付書類として、技術導入の必要性と新技術導入による予想成果等の説明書(Carta explicativa justificando a contratação) が重要書類とする。

上記の諸事務手続は、技術を取得する企業或は国外企業（技術の供与者）の代理人が進めることができる。

INPI のホーム、ページには登録対象外の契約書例として、マーケティング、サービス。コンサルタント、サービス。ソフトウェアの単一コピー等を明示しており、同種契約書関連の送金は中銀の送金規則に従い処理される。同様に技術移転と技術或は科学的なサービス提供契約書の登録について INPI 内の事務手続についても説明が出ている。

契約書の INPI への登録は海外送金と法人所得税上のコスト或は費用控除への影響も大きく、今回は中央銀行への登記、国外送金と法人税関係のコメントを継続したい。

Flavio Tsuyoshi Oshikiri  
Ohno& Oshikiri Advogados  
Tel.(011) 3068-2053  
SP.05-11-07